

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
加熱冷却ステージ	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H27.10.13	日本電子(株) 大阪支店 大阪市淀川区西中島5-14-5 (法人番号9012801002438)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,207,994	非公表	-	本装置は、日本電子製の走査型電子顕微鏡装置(JSM-7001F)に組み込んで使用する、「加熱冷却ステージ」であり、現状使用しているSEM/CL/EBIC複合解析装置と干渉なく使用できることを前提としている。既設装置との互換性や、複数のインターロック機能を有している同一社製のものを使用することが通例で、本装置も日本電子製(SM-Z15109TCS)が仕様要件を満たす唯一の製品であるため。	4	
落下実験塔保守点検	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.10.14	大成建設(株) 札幌支店 北海道札幌市中央区南1条西1-4 (法人番号4011101011880)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,260,000	非公表	-	本装置は大成建設株式会社によって、当時の工業技術院北海道工業技術研究所(現、産総研北海道センター)の敷地内に、建物と一体で整備された装置であり、他には存在しないものである。保守点検及び部品の交換は、本装置の微小重力環境を作り出す実験塔の構造を熟知した製造元の技術をもとに実施される必要があるため。	6	
MBE成膜ソフト改良作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.26	(株)エイコー 東京都千代田区神田東松下町12 (法人番号5010001099365)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,512,000	非公表	-	本案件で改良する成膜ソフトは、これまで使用してきたエイコー製MBE装置に再搭載し、当該装置の安全用インターロックシステムと同期される必要がある。改良導入後においては既存装置の性能保証が必要不可欠であるため。	6	
スパッタ装置ガスライン増設及び改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.26	芝浦エレクトック(株) 神奈川県横浜市栄区笠間2-5-1 (法人番号3020001033242)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,382,400	非公表	-	本件では、当該研究で使用する芝浦メカトロニクス(株)が製作したスパッタ装置に対し、水素ガスラインの増設、それに付随する改造及びソフトウェアプログラムの変更を行うには、装置の設計情報、ソフトウェアプログラムに関する十分な知見とノウハウが必要不可欠である。芝浦メカトロニクス(株)製のレーザ応用装置のメンテナンス、保守・サービス等を実施するのは芝浦エレクトック株式会社であるため。	6	
水素漏えい拡散濃度分布評価解析	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.10.27	アドバンスソフト(株) 東京都千代田区神田駿河台4-3 (法人番号6010401058102)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,614,600	非公表	-	本作業は、「前年度のデータ及びその実験結果」と「今年度新たに評価解析するデータ及び実験結果」を比較するため「データの連続性」が必要である。26年度に実施した水素漏えい濃度評価解析の成果をもとに実施するため、一連の解析データの資産を引き継ぎ、評価解析方法に関する手法(漏えい口・換気口まわりのモデル化手法、漏えい口を含む流入・流出条件適用方法)やノウハウ(メッシュソーニング、時間発展制御)を持っている前回実施したアドバンスソフト株式会社以外ないため。	3	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
フェムト秒光パラメトリック波長可変器用波長可変装置	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.27	コヒレント・ジャパン(株) 東京都江東区東陽7-2-14 (法人番号2010601024774)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,575,960	非公表	-	本装置は、既存のフェムト秒光パラメトリック波長可変器に追加する当該可変器用の波長可変装置であって、米国コヒレント社の日本支社であるコヒレント・ジャパン(株)が直接販売を行っている。本装置の製造元である米国コヒレント社の日本支社 コヒレント・ジャパン株式会社以外に供給業者がないため。	4	
地震探査データ解析におけるソフトウェアツール	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.10.28	シュルンベルジェ(株) 東京都中央区八重洲2-7-16 (法人番号3021001012649)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,010,628	非公表	-	現在解析を進めている地震探査データについては、解析ソフトウェア「Petrel(シュルンベルジェ社製)」を使用している。目的を効率的に達成するには、Schlumberger社のPetrel専用モジュールである「Domain Conversion」、「Ant tracking」、「Multi Trace Attributes」および「Data Analysis」以外にない。また、これらソフトウェア・モジュールの機能を良好に維持しバージョンアップ等のサービスを受けるためには、保守契約を行う必要がある。Petrelおよびそのモジュールは、日本国内ではシュルンベルジェ株式会社であるため。	4	
エンジンテスト制御システムOSバージョンアップ作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.10.28	(株)小野測器埼玉営業所 埼玉県朝霞市東弁財1-3-9 (法人番号1020001001886)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,289,600	非公表	-	既設エンジン試験設備をシステムとして制御するエンジンテスト制御システムを、バージョンアップするための作業であり、また、当該装置は小野測器製であり、装置の制御するためのシステムは小野測器独自システムであることから、新OS(Windows7等)に対応できるのは株式会社小野測器のみであるため。	6	
連続カーブ区間でのステアリング操作データの収集実験	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼 弘次 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.10.29	(株)RTC 群馬県高崎市貝沢町1150-1 (法人番号2070001010618)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,190,400	非公表	-	一昨年度のドライバタイプ分類とタイプ別運転操作データの収集作業は、被験者の募集からアンケート調査の遂行作業を外注し、株式会社RTCが担当した。そのため、本研究を推進する上で必要不可欠な一昨年度の被験者の個人情報(氏名、住所、電話番号)は、株式会社RTCしか保有していない。このことから、一昨年度のアンケート調査に参加した被験者と連絡を取り、今回の実験へ再募集できるのは株式会社RTC以外にはないため。	3	
薄膜形成用真空槽改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.29	(株)エイコー 東京都千代田区神田東松下町12 (法人番号5010001099365)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,814,400	非公表	-	本改造を行うには、本装置についての十分な技術、ノウハウ及び知見を有し、また装置の性能保証や互換性を確保することが必要不可欠となる。本装置は、エイコー社が製造納品した装置であり、本作業を行う上で必要な十分な技術、ノウハウ及び知見を有し、装置の性能保証が可能であるため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ドラム型走行耐久性試験装置の改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.29	(株)アルプス技研 栃木県矢板市乙畑字三角山1926 (法人番号5020001090389)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,598,400	非公表	-	今回改造を加えるドラム型走行耐久性試験装置は、株式会社アルプス技研が製作納入したものであり、装置の構造や制御・電気系などに熟知している。本改造は、原状復帰を可能としつつ、新規ドラムの追加や制御盤増設を行うという複雑な改造であり、性能を維持や動作保証といった観点からも製造業者しか改造を行うことは不可能であるため。	6	
LDRAソフトウェア年間メンテナンス	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.30	日本電計(株) 茨城県つくば市東光台4-4-2 (法人番号9010501010505)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,183,896	非公表	-	本ソフトウェア検証ツールの保守メンテナンスを提供できるのは、開発会社である英国LDRA社しかなく、英国LDRA社の日本国内における正規代理店は、富士設備工業株式会社のみである。ただし、富士設備工業株式会社は、国等の入札に参加しない業者であるため、当該業者が指定する代理店である日本電計株式会社以外にないため。	3	
冷却・加熱器対応電磁石	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.30	ネオアーク(株) 東京都世田谷区大原2-17-6 (法人番号3010101006875)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,617,000	非公表	-	新規導入電磁石はネオアーク株式会社の製品であり、電磁石の操作を既存のブローパー一体型極用マイクロカー効果測定装置用の磁界発生用電源、及びプログラムを用いて行うため、ブローパー一体型極用マイクロカー効果測定装置の設計、メンテナンス方法、ソフトウェアのプログラミング、稼働方法及び調整方法に熟知している必要がある。したがって、これに該当するのは、現有のブローパー一体型極用マイクロカー効果測定装置の製造元であるネオアーク株式会社以外にないため。	4	
本質安全設計支援ツールプロトタイプの改良と機能拡張	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.30	(株)とめ研究所 京都府京都市下京区中堂寺南町134 (法人番号7130001026256)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,888,000	非公表	-	本件は、当該研究を継続するために株式会社とめ研究所が製作機能拡張を行った、既存の「本質安全設計支援ツールプロトタイプ」を使用する必要があり、これに格納されているデータの修正や更新、データの追加が行える機能拡張の追加を行うもので、本プロトタイプのプログラム構成やデータ構造を熟知していること、さらに現在のデータを拡張するに当たっては多種多様なロボット介護機器の安全性に関するデータ作成や定量化手法のノウハウを有し、精通していることが必要不可欠である。当該プロトタイプを製作・機能拡張を行い、ロボット介護機器の安全性に関するデータ作成や定量化手法のノウハウを有し、精通している株式会社とめ研究所以外にないため。	4	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ステッパー修理作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.10.30	(株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 (法人番号4010701007371)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,231,280	非公表	-	当該装置のウェハローダー、オートフォーカス、センターテーブル、カセットキャリア等の動作が正常に行われぬ場合、ウェハの流がスムーズに行かずウェハの処理に莫大な時間と手間がかかってしまう。露光を行うにはこれらの連携が正常に動作することが不可欠である。装置の復旧には、ウェハステージ投入再現性の調整をする必要があるが、仕様書に沿った性能への復元は、装置の構成と動作シーケンスを熟知し、継続的な性能を保証できる修理・点検作業は、設置業者である株式会社ニコンテック以外にないため。	6	
窓層形成装置不具合診断及び修理	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.10.30	長州産業(株) 山口県山陽小野田市新山野井3740 (法人番号3250001003858)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,398,600	非公表	-	装置の不具合診断、その診断から判明した不具合個所の修理や既知の不具合個所の修理においては、当該装置に精通し正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須である。なお、当該装置は汎用品であり、装置に関する構造等の図面は、第三者に開示されていない。装置の不具合診断、不具合個所の修理は、装置を製造した長州産業株式会社しかないため。	6	
超伝導・第二抵抗膜成膜装置クライオコンプレッサ交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.2	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,592,000	非公表	-	本コンプレッサ交換作業を実施するためには、本超伝導・第二抵抗膜成膜装置全体の仕様、スパッタエッチング室のクライオポンプの仕様、およびコンプレッサの各部分の寸法・構造・電気配線などの技術仕様を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は株式会社アルバックにより製造されたが、同社の装置は全て、アルバック販売株式会社を窓口としてアルバックテクノ株式会社が開け負うことになっており、超伝導・第二抵抗膜成膜装置全体の詳細な図面を確保しており、細部に渡って技術仕様を十分に熟知している。また、アルバックテクノ以外の3rd Partyが修理をしたり、純正品でない部品で修理を行った場合、品質保証やその後の装置全体の修理保証がなされない場合があるため。	6	
展示会出展ブース借用 (HOSPEX Japan 2015)	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.2	一般社団法人日本能率協会 東京都港区芝公園3-1-22 (法人番号9010405010353)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,387,200	非公表	-	HOSPEX Japan 2015に出展するための契約先は、展示会を主催している一般社団法人日本能率協会のみであるため。	9	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
資源環境のリスク評価のためのグローバルモデル開発作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.11.4	(株)エス・アール・シー 東京都港区虎ノ門3-16-7 (法人番号8010401004483)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,999,160	非公表	-	今年度実施する、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の社会経済(人口・GDP)に関する新シナリオ(SSP: Shared Socioeconomic Pathways)を基礎とした、資源環境のリスク評価を可能とすることを主な目的としたデータモデルの導入にあたっては、基本となるデータモデリングを継続的に携わってきた株式会社エス・アール・シー以外には対応できないできないため。	3	
展示会出展ブース借用(2015国際ロボット展)	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.4	(株)日刊工業新聞社 東京都中央区日本橋小網町14-1 (法人番号4010001025355)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,400,000	非公表	-	2015国際ロボット展は日刊工業新聞社が主催しており、出展申込先は展示会を主催している日刊工業新聞社であるため。	9	
乾式排ガス処理装置除害剤交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.4	(株)巴商会学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,598,400	非公表	-	本作業を行うにあたり、当該装置の構造等の情報は一切公開されておらず、第三者が知るすべはない。また、除害剤の交換充填作業は、事故防止のため当該装置の除害剤交換充填作業に適した施設で行う必要があるため、当該装置の機構及び機能を十分に熟知し、当該装置の除害剤交換充填作業に適した施設を有する製造業者しか、本作業を実施することができないため。	6	
分光エリプソメーター用真空チャンバー改造	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.4	バキュームプロダクツ(株) 東京都小平市御幸町16-2 (法人番号3012701004457)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,162,080	非公表	-	当該装置の改造作業を実施するためには、装置の構造や機能を十分に熟知し、かつ精密な調整の技術を有していることが必須である。これらの条件を満たしているのは、製造元のバキュームプロダクツ株式会社のみであるため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
金型 設計・作製作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.5	アピックヤマダ(株) 長野県千曲市上徳間90 (法人番号9100001006275)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,328,288	非公表	-	当該装置の図面等の必要な情報は一切公開されておらず、第三者が知るすべはない。そのため、当該装置の機構又は機能を十分に熟知している製造業者しか、本金型の設計・作製を実施することができない。本金型の設計・作製は、当該装置の製造業者であるアピックヤマダ株式会社以外にないため。	4	
有機デバイスシミュレーター	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.5	(株)シルバコ・ジャパン 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 (法人番号8020001010055)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,212,000	非公表	-	今回導入するソフトウェアは既に導入済みのSilvaco社製ATLASデバイスシミュレータの機能モジュールであり、Silvaco社製品と互換性のあるモジュールを販売するソフトウェアベンダは存在しない。また、Silvaco社は日本国内において他社の代理店を通してのライセンス販売を行っていないため、購入先として、Silvaco社の日本法人であるシルバコ・ジャパン社以外にないため。	4	
走査電子顕微鏡修理	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.5	日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,486,080	非公表	-	本作業は、当所が所有する走査型電子顕微鏡(日本電子(株)社製)の故障箇所である電子銃の修理であり、本装置の修理及び修理後の立ち上げ、機械軸の調整が適切に行わなければ観察が困難となるため、当該装置の構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠であるため、製造元であり、同社以外に本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、その修理に関する技術、ノウハウを持ち合わせる事業者は他に存在しないため。	6	
掘削試験装置整備	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.6	鉱研工業(株) 東京都豊島区高田2-17-22 (法人番号8013301022968)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,960,000	非公表	-	既設置装置の取り外し、交換部品等の新規製作ならびに装置類を含めた組み上げ、掘削試験装置の適正な動作確認などは当該装置類一式を熟知しているとともに、これら装置類の撤去や設置等についても十分な経験を有することが必須であるため、当該掘削試験装置の製作者である鉱研工業株式会社以外に当該整備の遂行は不可能であるため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
スパッタ装置およびエッチング装置移設作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.6	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,514,484	非公表	-	本作業を行うにあたって不具合を生じさせること無く移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて動作確認、解体及び組立等の作業を行う事ができる者であることが必要不可欠であるため、装置を製造した株式会社アルバックの契約・販売窓口であるアルバック販売株式会社以外にはないため。	6	
発電予測用計算機ストレージディスクドライブ	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.6	日本SGI(株) 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 (法人番号2011001017807)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,150,844	非公表	-	既存計算装置との親和性、互換性や一体的な保守サポートを実現するためには、既存計算装置と同一メーカーのストレージであることが必須であり、既存計算装置のメーカーであるSGICropの日本支社 日本SGI(株)以外にはないため。	4	
SiC-CVD装置部材	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.6	東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,660,200	非公表	-	当該部材が加熱中に破損等が生じると不測の事態が発生、事故に繋がる。そのため、装置の性能を正しく発揮するため、かつ、安全面においてもCVD装置メーカーにより作製されたものを使用する必要があるため、装置メーカーの直接販売体制により販売されている。CVD装置メーカーである東京エレクトロン株式会社以外にはないため。	4	
大口径ウエハレベルX線回折装置2次元検出器修理作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.11.9	ブルカー・エイエックスエス(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 (法人番号6020001059838)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,441,800	非公表	-	装置納入業者であるブルカー・エイエックスエス株式会社による作業以外によって修理することは困難であり、また、他社による実施のために、適正ではないパーツ等の使用、手順の異なる作業によって装置に不具合が生じた場合、それ以降の修理・メンテ・装置運用が事実上不可能になる。当該装置の納入業者であるブルカー・エイエックスエス株式会社以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ドライエッチング装置(TEL製 Telius-305SS) SE2000センサー一部修理作業 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.9	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号401040102075)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,355,400	非公表	-	エッチングの加工精度を維持するためには交換する部品は、TEL Telius305SS本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。ドライエッチング装置センサー一部の修理を行える社は製造者である東京エレクトロン株式会社以外にはないため。	6	
衝撃解析ソフトウェアバージョンアップライセンス	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.11	伊藤忠テクノソリューションズ(株) 東京都千代田区霞が関3-2-5 (法人番号2010001010788)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,836,000	非公表	-	当該ソフトウェアの国内で唯一の代理店として、販売及びサポートを代理店を経由せず一元的に行っており、当該ソフトウェアのバージョンアップライセンスの提供及びサポートを行うことが国内で可能なのは、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社であるため。	3	
JSM-7000F型走査電子顕微鏡付属EDS検出器修理作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.12	日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,120,446	非公表	-	本作業は、当所が所有する既存の電子顕微鏡(日本電子(株)社製JSM-7000)に付属するEDS検出器の修理であり、本装置の修理作業、調整具合が直接測定精度に影響するため、精度の維持には既存のEDS検出器の構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠であることから製造元である日本電子株式会社以外に本作業を行えるものはいないため。	6	
全反射蛍光X線分析装置(TXRF300)移設立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.13	(株)リガク 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-14-4 (法人番号5012801002680)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,280,688	非公表	-	既存装置は株式会社リガク製装置であり、当該装置の移設と立上げ作業及び調整具合が直接測定精度に影響するため、精度の維持には当該装置固有の機構に関する情報を有していること、並びに精密な調整の技術を有していることが必要不可欠であり、移設と立上げ及び調整後の装置の保証も必要となるため、製造者である、(株)リガク以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
高精度測長SEM(S-9300)オーバーホール作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.13	(株)日立ハイテクフィールドینگ つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号9011101029712)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,255,120	非公表	-	高精度測長SEM(S-9300)本体と完全な互換性を持つことが必要であり、更にオーバーホールを行うに当たり当該装置固有の機構を熟知していることが必要である。本案件を確実に実施するためには、当該装置固有の機構に関する情報を有していることが不可欠であり、その結果当該装置が正しく機能する事が必須である。(株)日立ハイテクフィールドینگは、(株)日立ハイテクノロジーズ製の保守サービスを一任されており、高精度測長SEM(S-9300)のオーバーホールを行えるのは(株)日立ハイテクフィールドینگ以外にはないため。	6	
エレクトロスプレーイオン化タンデム四重極型質量分析装置修理	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.13	(株)ウインクス 京都府宇治市伊勢田町名木2-1-233 (法人番号4130001032372)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,537,892	非公表	-	当該装置の不具合を解消するには、故障箇所の交換、調整作業が必要であり、装置の機構、性能を熟知していることが必須である。これらの条件を満たしているのは、装置の製造者であるサーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社のみであり、修理等の業務に関して株式会社ウインクスが唯一の代理店であるため。	6	
光電子顕微鏡および真空チャンパーの改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.16	(株)菅製作所 北海道北斗市追分3-2-2 (法人番号9440001000946)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,885,000	非公表	-	「光電子顕微鏡および真空チャンパー」(株式会社菅製作所製)の特に電圧制御部・試料ステージ部・試料移送機構・試料準備装置等の構造に熟知し、かつ特許技術を含む技術や、光電子顕微鏡と真空チャンパーとの接続のノウハウや知見等を有していて総合的な動作保証も必須となり、製造元しか改造を行うことができないため、製造元である株式会社菅製作所以外ないため。	6	
電子ジャーナルパッケージ(American Institute of Physics)の利用	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.16	(株)紀伊國屋書店 水戸営業所 茨城県水戸市南町3-4-57 (法人番号4011101005131)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	45,970,081	非公表	-	本電子ジャーナルはAmerican Institute of Physics のみが発行しており、日本国内でAmerican Institute of Physics の電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内総代理店の(株)紀伊國屋書店のみである。よって契約先は(株)紀伊國屋書店以外にないため。	13	
電子ジャーナルパッケージ(American Physical Society)の利用	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.16	(株)紀伊國屋書店 水戸営業所 茨城県水戸市南町3-4-57 (法人番号4011101005131)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	21,569,562	非公表	-	電子ジャーナルはAmerican Physical Society のみが発行しており、日本国内でAmerican Physical Societyの電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内総代理店の(株)紀伊國屋書店のみである。よって契約先は(株)紀伊國屋書店以外にないため。	13	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
高温熱処理装置の改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.16	光洋サーモシステム(株) 奈良県天理市嘉幡町229 (法人番号4150001006481)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,998,000	非公表	-	本改造にあつては、当該装置の図面等の情報は一切公開されず、第三者が知るすべはない。そのため、当該装置の機構及び機能を十分に熟知している製造業者しか、本改造を実施することができず、仮に他者が作業を行った場合、本来の性能・操作性・安全性を維持することは困難であるため、本装置の改造は、製造業者である光洋サーモシステム株式会社を契約相手先以外にないため。	6	
ウエハ表面検査装置 (LS6600)移設立上げ作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.16	(株)日立ハイテクフィールドイン グつくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号90111101029712)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,661,040	非公表	-	当該装置の製造社は日立電子エンジニアリング㈱であり、同社製品の保守等は株式会社日立ハイテクフィールドインに一任されている。よって本件の契約先は株式会社日立ハイテクフィールドイン以外にはないため。	6	
ラック搭載型小型アグリゲータ ボードシステム	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.17	NECエンジニアリング(株)営業 本部 神奈川県川崎市中原区下沼部 1753 (法人番号4010701020218)	研究所が行う研究及び実験で使用 する機器又は既存ソフトウェア の互換性の確保のために不可欠 な代替性のない特定の研究機器 又はソフトウェアであつて、その供 給者が一に限定されることから会 計規程第30条第4項に該当する ため。	非公表	11,604,600	非公表	-	本ラック搭載型小型アグリゲータボードシステムは、当所が保有する 光伝送装置スペクトラルウェーブ(NEC製Spectral Wave DW4280)と連 結し、装置の一部として動作するカードである。そのため、NEC製 Spectral Wave DW4280との互換性を確保することが必須である。製 品版であるSpectral Wave DW4280はNEC、コントローラ等の制御系は 日本電気通信システム株式会社が製造・販売を行っているが、研究 試作用のカードの設計・製造販売はNECエンジニアリング株式会社が 分担しており、カードの入手先はNECエンジニアリング株式会社に 限られるため。	4	
燃焼除害装置 (GDC250/500SA) 定期メンテ ナンス部品 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.18	(株)荏原フィールドテック 神奈川県藤沢市本藤沢4-2-1 (法人番号2010801001755)	研究所が行う研究及び実験で使 用する機器又は既存ソフトウェア の互換性の確保のために不可欠 な代替性のない特定の研究機器 又はソフトウェアであつて、その供 給者が一に限定されることから会 計規程第30条第4項に該当する ため。	非公表	5,508,000	非公表	-	(株)荏原製作所製燃焼除害装置(GDC250SA/GDC500SA)の定期メン テナンス部品である。当該装置の製造社は株式会社荏原製作所 であり、同社製品の保守・修理は部品の販売も含めて株式会社 荏原 フィールドテックに一任されている。よって株式会社荏原フィールドテ ック以外にはないため。	4	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
液体ヘリウム循環システムメンテナンス作業一式	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.18	日本カンタム・デザイン(株) 東京都豊島区高松1-11-16 (法人番号3013301029695)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,356,804	非公表	-	本作業を行うにあたって当該装置に不具合を生じさせることなく、メンテナンス作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造、機能及びシステムの制御プログラムに関する情報を熟知し、さらに作業完了後、液体ヘリウム循環システムへの動作保障も必要であり、それらに基づいて作業を行うことができる者であることが必要不可欠である。当該装置を製造した米国カンタム・デザイン株式会社の日本国内の唯一の代理店である日本カンタム・デザイン株式会社以外にないため。	6	
高感度水素センサー	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.19	(株)ピー・ジェイ 福島県いわき市好間工業団地1-37 (法人番号2380001014637)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,752,000	非公表	-	水素センサーは、(株)NASTが開発し、他社で熱電式のセンサーを制作しているところはなく(株)NASTの熱電式の水素センサーは、(株)ビュアロン・ジャパンにのみ供給しており、「熱電式」の製品は国内外を問わず唯一の存在である。(株)ビュアロン・ジャパンの販売は、(株)ピー・ジェイが唯一の代理店であるため。	3	
装置(AF08-01、AF08-18)用力切離し・接続作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.19	(株)日立プラントサービス茨城支店 茨城県水戸市泉町2-2-27 (法人番号5013301030602)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,999,480	非公表	-	「安全監視システム」への接続図や配管の情報等は全てシステムの製造元である(株)日立プラントサービスが保有している。「安全監視システム」の著作権は(株)日立プラントサービスが保有しており、他者への情報提供は行っていない。二次側用力切離し、二次側用力接続作業、「安全監視システム」切り離し、「安全監視システム」接続作業の依頼先として、その両方を満たしている(株)日立プラントサービス以外にないため。	4	
磁性膜PVD装置(EC7800)エンドエフェクタ部品一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.19	キヤノンアネルバ(株) 神奈川県川崎市麻生区栗木2-5-1 (法人番号2020001079798)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,875,960	非公表	-	高品位スピントロニクス薄膜の成膜精度を維持するためには交換する部品がEC7800本体と完全な互換性を持つことが必要である。当該装置固有の機構に関する情報を有していることが不可欠であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。よって製造者であるキヤノンアネルバ株式会社以外にはないため。	4	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
透過電子顕微鏡リニアアクチュエータ交換	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼 弘次 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.19	(株)日立ハイテクフィールドインテックつくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号9011101029712)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,242,000	非公表	-	本件電子顕微鏡は日立ハイテクノロジーズ社製であり、日立ハイテクノロジーズ社は関連会社である日立ハイテクフィールドインテックを電子顕微鏡の補修、メンテナンス等の唯一の代理店としている。本件電子顕微鏡の全ての不具合に対応するだけの技術力を有しており、組立て・周辺装置も含めた機能の完全性確認等全てにおいて対応が可能でなければならず、日立ハイテクノロジーズ社製電子顕微鏡の補修、メンテナンス等における唯一の代理店である日立ハイテクフィールドインテック以外にないため。	6	
界面制御用装置立ち上げ作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.19	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,080,000	非公表	-	本装置は、アルバック販売株式会社(旧社名:アルバックイーエス(株))から購入したものであり、品質保証やその後の装置全体の機能・性能が保障されるためには、アルバック販売株式会社以外に作業を請け負わせることができないため。	6	
太陽電池材料組成分布評価装置保守点検作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.20	島津サイエンス東日本(株)つくば支店 茨城県つくば市吾妻3-17-1 (法人番号7010501032617)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,354,400	非公表	-	この部品交換及び保守点検には、当該装置を一部分解し、再構築する必要があるため、当該装置の構造等に精通し、点検ノウハウや調整技術等の知見を有することが必要不可欠である。当該装置の保守点検を行えるのは、製造元である島津製作所の保守点検を担当している島津サイエンス東日本株式会社以外にないため。	6	
高圧ガス製造設備定期自主検査	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.11.20	(株)鈴木商館 筑波営業所 茨城県つくば市大字要204 (法人番号3011401003348)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,692,252	非公表	-	本装置の定期自主検査では、装置の高圧ガス製造設備の施工元でなければ知り得ない材料特性や構造まで十分に把握したうえで自主検査を実施する必要がある。高圧ガス製造設備全体の構造を熟知し、法令で定められた事前検査期間内に、法定検査の実施と不具合があった場合の対応が可能であることが必要である。加えて、点検時の装置の分解検査等で装置構造を一時変更した後でも装置性能の正常動作を保証する必要がある。当該装置の高圧ガス製造設備の自主検査は、施工を行い、全体の構造・特性を把握している株式会社鈴木商館以外にないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成27年度第2回衛生工学衛生管理者講習会の実施業務	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.24	中央労働災害防止協会 東京都港区芝5-35-1 (法人番号8010405001849)	契約の相手方が法令等により明確に特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,149,280	非公表	-	中央労働災害防止協会は、産総研を講習の予定場所としての登録が、茨城労働局長よりされているところ。(茨労収基第991号 H24.5.9付)登録がされた場合、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」の「第一条の二の二の四」の定めにより、登録に従って公正に衛生工学衛生管理者講習会を行わなければならないと規定され、茨城労働局長の登録通知により、中央労働災害防止協会が指定されている。よって、本契約の相手先として中央労働災害防止協会以外にないため。	1	
マスクアライナ高精度裏面アライメント機構追加改造作業	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林 良三 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.24	東機通商(株) 東京都港区芝5-20-14 (法人番号6010401043681)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	22,680,000	非公表	-	当該装置は超精密機械であることから、移設後の装置の機能確認とその保証は必須であり、さらに、当該機構の増設作業を実施するためには、当該装置の機構、構造を熟知し、かつ精密な調整の技術を有していることが必須である。これらの条件を満たしているのは、装置の製造者であるズース・マイクロテック株式会社のみであり、本件の受注業者としては、製造者であるズース・マイクロテック株式会社の唯一の代理店である東機通商株式会社以外にないため。	6	
2枚翼風車ロータ構造挙動解析試験装置機能追加、点検・整備及び移設作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.11.24	(株)雄鳥試作研究所 東京都武蔵野市西久保3-10-28 (法人番号2012401010954)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,481,624	非公表	-	本装置の作業、調整具合が直接測定精度に影響するため、精度の維持には既存の小型風車実験システムの構造や機構又は機能を十分に熟知していること、移設作業には性能保障が必要不可欠である。また、機能追加及び移設にはシステム構成の把握、性能実力の把握、部品図面の再作成、移送梱包の再設計及び再検証等の新たなタスクの対応が求められるため、製造販売元の(株)雄鳥試作研究所社以外に可能な業者ないため。	6	
太陽電池用測定装置保守点検	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.24	(株)システック井上名古屋営業所 愛知県名古屋市中村区烏森町4-18 (法人番号8310001000761)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,992,600	非公表	-	当該装置の正常性能を保証可能で高精度な保守点検を実施するには、本装置に関する十分な知見とノウハウが必要不可欠であり、製造業者以外では実施できない。よって製造者である株式会社システック井上以外にないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
半導体熱処理炉移設作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.24	(株)エイコー 東京都千代田区神田東松下町12 (法人番号5010001099365)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,458,000	非公表	-	当該装置の解体・移設及び再構築後の調整等作業には、当該装置に関する知見とノウハウが必要不可欠であり、特に、安全装置等の電気的配線、機械的結合には、十分な知見を有する必要がある。 当該装置の解体・移設及び再構築後の調整等作業や正常動作の保証は、他社では不可能である。当該装置の解体・移設及び再構築後の調整等作業は、製造業者株式会社エイコー・エンジニアリングの販売部門である株式会社エイコー以外にないため。	6	
3DCR圧縮空気供給設備オーバーホール点検	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.11.26	(株)巴商会学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,808,000	非公表	-	オーバーホールを実施するには、設備の構成および制御システムを理解し、また消耗品においても指定された部品の交換が不可欠であるため、確かな部品供給元および設備構成を熟知し、継続的な性能保証ができる事業者でなければならない。安全で安定した性能を一元化して保証できる業者は、施工業者である、株式会社巴商会以外にないため。	6	
衛星画像を用いた高頻度自動変化検出手法に関する調査・検討	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林 良三 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.26	三菱スペース・ソフトウェア(株) 東京都港区浜松町2-4-1 (法人番号9010401028746)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,281,200	非公表	-	産総研では、2014年5月から超小型衛星データの公開を開始しており、今後変化検知の機能を追加するにあたって、従来と同様の形式によるデータの取得および処理の互換性が不可欠である。 これらの機能を追加するにはソフトウェアの改修が必要となるが、当該ソフトウェアの権利は三菱スペース・ソフトウェアが有するため、契約相手先としては、本ソフトウェアの開発業者であり、版權および改変権を専有する唯一の会社である三菱スペース・ソフトウェア社のみであるため。	7	
高温多元スバツ装置面内回転部およびTMPメンテナンス作業	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H27.11.26	(株)エイコー 東京都千代田区神田東松下町12 (法人番号5010001099365)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,699,920	非公表	-	当該装置(エイコーエンジニアリング製について、経年劣化による摩耗のための試料面内回転部部品の交換と試料準備室のTMP(ターボ分子ポンプ)のベアリングのオーバーホールを行うためには、当該装置の真空機構および成膜機構等の技術的ノウハウを熟知している必要がある。施工にあたっては機械/電機図面等の基本データをもとに作業を行う必要がある。したがって、本件を履行できるのは、製造メーカーである株式会社エイコーエンジニアリングのみであり、同社の営業窓口である株式会社エイコー以外にないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
窒化ケイ素基板	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.27	デンカ(株) 東京都中央区日本橋室町2-1-1 (法人番号3010001008757)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,812,320	非公表	-	双方向の継続的なフィードバック・情報交換により研究を推進しており、データの連続性の確保が不可欠であるため、研究を遂行する上で、デンカ(株)がその都度改良し、製作した窒化ケイ素基板が必要不可欠である。よって、契約相手先は、本研究プロジェクトの一員であり、窒化ケイ素基板の製造業者であるデンカ株式会社以外にないため。	3	
スクリーンオフセット印刷機の改造	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.27	(株)ミノグループ 岐阜県郡上市美並町上田8-2 (法人番号6200001026547)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,089,720	非公表	-	本作業を行うにあたって、改造前後での当該装置が持っている印刷性能・安全性を維持し、不具合を生じさせること無く改造を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造、機能及びシステムの制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて改造を行うことができる者であることが必要不可欠である。よって契約相手方は、当該装置を直接製造、販売した株式会社ミノグループ以外にないため。	6	
高精度ガス吸着平衡測定装置圧力計増設改造	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.11.27	マイクロトラック・ベル(株)東京営業所 東京都新宿区高田馬場1-30-4 (法人番号2011001042160)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,749,600	非公表	-	当該装置の圧力計を増設することができるのは、本体装置構造及び制御系を熟知している製造者の技術を基に実施することが不可欠となる。当該装置の増設改造を行えるのは、当該装置を製造したマイクロトラック・ベル株式会社以外にないため。	6	
グラファイト部材	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.11.30	アイクストロン(株) 東京都品川区北品川1-8-11 (法人番号9010701016921)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,184,588	非公表	-	当該部材は、AIXTRON社独自のGas Foil Rotation®(以下、GFRという)技術を用いてSiCウエハを回転させ、より良い面内均一性を実現するために必要となる部材で、このGFRが正常に機能しなくなるとエピタキシャルウエハの膜厚並びに濃度均一性が悪化しデバイス開発に使用できなくなる。GFRは、AIXTRON社特有の機構であり、それに必要な部材の仕様、図面等は当然公開されておらず第三者が知るすべは無い。また、当該部材が加熱中に破損と回転不具合等が生じると不測の事態が発生、事故に繋がるため、装置の性能を正しく発揮するため、かつ、安全面においても装置業者により作製されたものを使用する必要がある。当該部材は代理店を介さず、装置業者の直接販売体制により販売されており、製造者であるAIXTRON社の日本法人アイクストロン株式会社以外にないため。	4	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
タイプ3複合容器水圧サイクル疲労試験のための施設賃借	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H27.11.30	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター 福岡県糸島市富915-1 (法人番号6290005005225)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,746,576	非公表	-	水素エネルギー製品研究試験センターと共同研究してきた中で、同実験施設を使用した高圧ガス容器の疲労試験に対する実験結果(応力発光分布)を多数蓄積している。また、同試験施設は、燃料電池車用容器や水素ステーション用蓄圧器等の疲労試験や破壊試験を何度も実施しており、これらの試験に対する知見(試験中の漏洩判断等)を有している。これまでに蓄積した実験結果との比較・検証を行い、研究を効果的に遂行するためには、水素エネルギー製品研究試験センター以外にないため。	3	
絶縁膜作製装置稼働・高精度調整作業	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林 良三 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.1	サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田薬屋町36 (法人番号4130001014511)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	26,784,064	非公表	-	低温CVD装置PD-330STCは、三次元実装用のシリコンウェーハへのシリコン貫通電極製造のためのシリコン貫通電極の側壁への絶縁膜作製の精密機器であり、この膜作製の工程では、プロセス高圧ガスを使用することから、安全上細心の注意を払って材料を扱い、かつ高精度なメカ駆動が要求される。さらに精密機器であることから、組立、稼働、調整および稼働後の動作保証と安全運用の確保が必須であり、装置機構、材料、稼働プロセスを完全に把握し、かつ、当該装置に係る精密な調整を実施する技術を有していることが必須条件となる。これらの条件を満たすのは、当該装置の製造業者であるサムコ(株)以外にはないため。	6	
HCD-SiN成膜装置 (TELFORMULA-1-HVGN)WTR修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.1	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,231,048	非公表	-	HCD-SiN成膜装置は故障により停止した状態であり、メーカー保証期間も過ぎ、メーカーに責を求められない故障で有償修理となるため、装置停止の原因であるWTRとポート回転軸を交換し、修理を行う。この部品はSiN膜の成膜精度を維持するために必要なものであり、HCD-SiN成膜装置本体と完全な互換性を持つことが必要である。更に、交換作業を行うにあたり、SiN膜の成膜精度を維持するには交換した部品が正しく機能する必要があるため、当該装置固有の機構を熟知していることが必要である。よって、HCD-SiN成膜装置(TELFORMULA-1-HVGN)WTR修理作業を行えるのは、製造者である東京エレクトロン(株)以外にはないため。	6	
X線回折装置修理	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.1	ブルカー・エイエックスエス(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 (法人番号6020001059838)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,157,760	非公表	-	X線回折装置(ブルカー・エイエックスエス社製・D8 DISCOVER)に内蔵した冷却器を新品に交換し、正常な測定が行えるようにする作業である。当該X線回折装置の製造は、冷却器も含めてブルカー・エイエックスエス社が行っており、故障時の修理も同社が直接行っている。本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、修理に関する技術、ノウハウ及び交換部品を持つ者は製造元であるブルカー・エイエックスエス(株)以外に行えるものはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
石油小流量校正設備制御ソフトウェア改修	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.1	日本サポートシステム(株) 茨城県稲敷郡阿見町阿見字阿見原4666-1777 (法人番号7050001010004)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,099,520	非公表	—	本ソフトウェアは、制御システムを操作し、校正や評価試験の自動運転とともに、システム上の各測定データを一括してデータ収録ファイルに出力するためのものである。改修するソフトウェアは、当該設備の今までの性能を維持するとともに、計測機器(バルスカウンター、圧力センサー、温度変換器)とシステムとの互換性を確保することが必要不可欠である。また、過去に収集したデータと比較するために、データの収集方法に関する手法やノウハウが同一であることも必要である。そのため、既存ソフトウェアを改修するためには、装置の構造とソフトウェアの詳細内容を熟知している必要がある。よって、本ソフトウェア改修を行えるのは、装置の製造元であり既存ソフトウェアを開発した日本サポートシステム(株)以外にないため。	4	
常圧CVD(chemical vapor deposition)装置4インチ化作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.1	(株)渡辺商行 東京都中央区日本橋室町4-2-16 (法人番号3010001060923)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,543,716	非公表	—	本件は、SiCウエハに酸化膜を堆積し、SiCデバイス素子を製作する常圧CVD装置((株)天谷製作所製)のウエハサイズ3インチから4インチ仕様に変更するものである。常圧CVD装置の4インチ化作業に当たっては、トレー・搬送系の構造、設計の詳細、及び4インチ化作業に必要な事項について十分な技術および知見を有した者が作業を行う必要がある。当該装置の製造者は(株)天谷製作所で、常圧CVD装置の構造、設計の詳細、その他本作業に必要な事項について十分な技術および知見を有している。また、(株)天谷製作所は部品の販売、保守等を含め(株)渡辺商行に一任しており、当該作業を行えるのは(株)天谷製作所の唯一の代理店である(株)渡辺商行以外にないため。	6	
結晶構造解析ソフトウェア保守	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.1	ダイキン工業(株)電子システム事業部 東京都港区港南2-18-1 (法人番号8120001059660)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,640,952	非公表	—	Materials Studio製品群のライセンスファイルの設定・更新・保守を継続してダイキン工業株式会社に依頼してきた。ダイキン工業株式会社は、ダッソー社から日本国内における公的機関・大学等の唯一の代理店として指定されており、ソフトウェアの保守等を他の代理店を経由させずに一元的に行っている。このため、当該ソフトウェアの保守を行うことが国内で可能な者は、ダイキン工業(株)以外にないため。	4	
定置型ドライビングシミュレータ	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼 弘次 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.2	三菱プレジジョン(株) 東京都江東区有明3-5-7 (法人番号8010601032482)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,960,000	非公表	—	大規模DSとゲーム型DSは、ドライビングシミュレータシステムの製造会社である三菱プレジジョン株式会社が開発したものであり、これらのDSに導入されている道路環境データベース及びシナリオ作成・実行シミュレーションソフトウェアは、当該企業の独自仕様となっている。そのため、当該企業でなければ詳細仕様を熟知しておらず、他の業者では大規模DS・ゲーム型DSと同一の道路交通シナリオを実行するための道路データベース及びシミュレーションソフトを導入することが不可能である。よって、定置型ドライビングシミュレータの構築ができるのは、三菱プレジジョン(株)以外にないため。	4	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
走査型電子顕微鏡のメンテナンス契約	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.12.2	(株)東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1-1-6 (法人番号8010001051991)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,260,440	非公表	—	年1回の定期点検作業(劣化部品の交換等)、装置機能・性能維持のための修理・部品交換、障害発生時の迅速な復旧作業及び交換部品の供給等を含めた保守を行う。また、点検や消耗品交換等の作業は、本装置を製作または供給を行ったものしか行う事ができない、FE-SEMを販売するメーカーは数社存在するが、各社ごとに電子線をつくる、絞る、検出する機構にそれぞれの工夫を施し、装置性能の特徴を持たせている。そのため、メンテナンス作業は、装置の構造や性能および調整方法を熟知した者でなければ行えない作業である。本装置はCarl-Zeiss社製であり、本件に係る代理店は(株)東陽テクニカのみである。したがって、本契約の契約先は(株)東陽テクニカ以外にないため。	6	
SiC-CVD装置部材	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.2	東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,669,080	非公表	—	当該部材は、東京エレクトロン社製SiC-CVD装置の消耗品であり、その各部品のデザインは成長させたSiCエピタキシャル膜の均一性を決めるうえで、また堆積物を除去するうえで非常に重要な部分である。また、高周波加熱機構により高温に加熱されるため、固定サブター、回転サブターが、加熱中に破損等が生じると不測の事態が発生し事故に繋がる。装置の性能を正しく発揮するため、かつ、安全面においてもCVD装置メーカーにより作製されたものを使用する必要がある。当該部材は、代理店を介さず、装置メーカーの直接販売体制により販売されている。よって、CVD装置メーカーである東京エレクトロン(株)以外にないため。	4	
野外用可視近赤外分光放射計	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.2	(株)イメージワン 東京都新宿区新宿6-27-30 (法人番号9011101002149)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,741,248	非公表	—	近赤外分光放射計(米国ASD社製FieldSpec4)は、ISS搭載ハイパースペクトルセンサで観測されるデータの高精度化のために行う代替校正実験に必須である。また、ASTER観測画像の精度向上に貢献した実績があるFieldSpec3の後継機種であり、かつ、代替校正および検証両分野で世界標準として用いられている背景がある事からも当該機器を用いる必要性は極めて高い。当該機器を取り扱う日本総代理店は(株)イメージワンであり、同社は直販を行っていることから、契約相手先はこの社以外にないため。	4	
レーザー顕微鏡のレーザー部交換修理作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.2	オリンパスメディカルサイエンス販売(株)つくば営業所 茨城県つくば市研究学園5-20-2 (法人番号2011101037845)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,398,600	非公表	—	共焦点顕微鏡(オリンパス(株)社製 FV1000)に付属する405アルゴンレーザの交換作業であり、本装置の修理作業、調整具合が直接測定精度に影響するため、精度の維持には既存の405アルゴンレーザの構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は、オリンパス(株)社製であり、本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、修理に関する技術、ノウハウ及び交換部品を持つ者は存在しないことから製造元であるオリンパスメディカルサイエンス販売(株)以外に本作業を行えるものはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ドライエッチング装置(TEL製 Telius-305SS)PM1用RF電源修理作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.2	東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,009,960	非公表	—	東京エレクトロン(株)製ドライエッチング装置(TEL Telius-305SS)は、半導体製造研究における絶縁膜、メタル膜の加工(エッチング)を行う装置である。本装置システムSE2000センサー部が、故障により一部の機能が有効になっておらず、装置が停止し初期化できない状況である。メーカー保証期間も過ぎ、メーカーに責を求められない故障で有償修理となるため、SE2000センサー部修理作業を行う。このSE2000センサーが機能していないと、プラズマ生成時の波長測定ができなくなるため、プロセス処理が実行できなくなる。また、装置の初期化(イニシャライズ)を実行する際に、SE2000センサーの信号確認を行うため、SE2000センサーが正常状態でないと、装置初期化が無効となり、プロセス処理待ち(アイドリング)状態にならず、システムエラーを発生させる。そのため、SE2000センサー内部の波長測定のための部品であるCCDユニットおよび電源回路の交換を行う必要がある。エッチングの加工精度を維持するためには交換する部品は、TEL Telius305SS本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。よって、ドライエッチング装置センサー部の修理を行える社は製造者である東京エレクトロン(株)以外にはないため。	6	
透過型位相変調液晶パネル	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.3	シチズンファインデバイス(株) 山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-2 (法人番号7100001007746)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の購入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,560,000	非公表	—	本品に必要な構成部品である強誘電性液晶は、パネル化において高度な技術・ノウハウが必要であり、シチズンファインデバイス(株)以外に強誘電性液晶を適用した製品は存在せず、試作を請け負う会社もない。本品に関わる特許を親会社(シチズンホールディングス(株))が有しており、他社には実施が許可されていない。よって、当該製品を取り扱えるのは、シチズンファインデバイス(株)のみであるため。	8	
ソーラーシミュレータ用キセノンランプ	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.3	(株)ワコム電創 東京都台東区上野5-13-11 (法人番号2030001088030)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,632,960	非公表	—	太陽電池モジュール信頼性評価用ソーラーシミュレータ(株)ワコム電創製の光源用のキセノンランプであり、本体装置(WPSS-1.8×1.4HD-50×6.AM1.5G)に適合する必要がある。本製品は定期的な交換が必要な消耗品であり、点灯時間が1000時間もしくはパルス照射回数が30000回のいずれかを経過するたび交換を要する。本製品は同社製のロングパルスソーラーシミュレータに適合するように同社が独自に設計しているものであり、本製品の製造販売についても直接行っており、よって(株)ワコム電創以外に可能な業者はないため。	4	
小型製膜試験装置改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.3	住友重機械工業(株) 東京都品川区大崎2-1-1 (法人番号9010701005032)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,022,000	非公表	—	反応性プラズマ製膜装置(住友重機械工業(株)製)は圧力勾配型プラズマガンをイオンプレーティング法に適用した住友重機械工業(株)が独自に開発した製膜装置である。本改造作業では、①チャンパー内の防着板及びハース本体の交換、②放電行程に即したソフトの改造、③プラズマガン、ガン周辺のパーツ、および原料タレットを装填するハース周辺のパーツの修繕、組み立て、放電確認、放電状態に応じた調整を行う必要があるため、本装置の構造を熟知し、必要十分な技術、ノウハウ、及び経験を有することが必要不可欠である。よって、本装置の製造者である住友重機械工業(株)以外には実施できないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電子プローブマイクロアナライザ装置オーバーホール作業	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.3	日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,518,506	非公表	—	当該装置は電子銃および高圧タンクが経年劣化や摩耗により動作が不安定となっており、部品の交換とメンテナンスを行う必要がある。当該装置は非常に精密な装置であり、電子銃の交換等の装置中核部分に係る本件作業は、本体装置構造を熟知した製造元の技術をもとに実施されなければならない。当該装置を開発、製作又は供給した者以外の者から調達をした場合、機器の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。当該装置は、日本電子(株)が同社製品として販売しており、装置の根幹部分に係る修理・オーバーホールについては、同社が代理店を介さずに行っている。よって本作業は、当該装置の販売・修理を行っている日本電子(株)以外にはないため。	6	
マイクログリッドの電力管理・シミュレーションソフトウェア拡張一式	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.4	旭化成エンジニアリング(株) 東京都港区港南2-15-2 (法人番号6120001060042)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,744,000	非公表	—	本ソフトウェアは、産総研に既設のマイクログリッドの電力管理・シミュレーションソフトウェアである。既存ソフトウェアの基幹システム(電力系統解析ソフトウェア:ETAP)はオペレーション・テクノロジー・インク社が製造元であり、ソフトウェアの改造・拡張等実行の権利を有しており、産総研は使用権のみを有する。日本国内においてはETAPの独占的な販売権を認可された株式会社エルテクス設計とETAPを核とした電力管理・シミュレーションシステムの活用コンサルティングからシステム構築まで一貫した統括的なサービスを提供するため、株式会社エルテクス設計のETAPパートナーとして協業し、プロジェクト体制を確立している旭化成エンジニアリング(株)のみである。またETAPを使用し、産総研のマイクログリッドシステムにおいて国内で統括的なサービスを提供できる会社は旭化成エンジニアリング(株)しかない。よって、本システムを拡張開発できる会社は旭化成エンジニアリング(株)以外にはないため。	7	
カキ養殖生産者支援にかかる電子市場本運用のための機能追加開発およびテスト	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林 良三 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.4	ペンギンシステム(株) 茨城県つくば市千現2-1-6 (法人番号9050001017377)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,278,200	非公表	—	電子商取引システムは、中核(マッチングエンジン)部分は産総研内で開発しているが、ユーザーインターフェイス部分は、ペンギンシステム(株)が継続的に開発を行ってきた。具体的には、開発後、実証実験を行い、商取引に参加してきたエンドユーザーからのインターフェイスに関する要望や指摘事項をペンギンシステム(株)が収集・集約し、産総研と協議の上、それらに応えるために次の開発に進むという手法をとっている。本件は、継続的に進めているこれらの内容を踏まえた上で実施する改良・開発であり、また、実証実験結果を継続的に評価するためには、開発手法及びエンドユーザーからの要望や指摘事項の収集・集約方法が同一であることが必須であるため、当該作業を実施可能なのは、開発業者であるペンギンシステム(株)以外にはないため。	3	
誘電体多層膜形成装置改造	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.4	(株)ビームトロン 茨城県東茨城郡城里町上青山298-1 (法人番号5050001003042)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,296,000	非公表	—	本装置は、ビームトロン社製の装置であり、改造においては、本装置についての十分な知見、ノウハウ及び経験を有し、プログラムソフトに熟知している必要が有る。また、装置の性能保証や互換性を確保できることが必要不可欠となる。よって、本作業を行う上で必要な技術、ノウハウ及び経験を有し、プログラムソフトに熟知している本装置の製造者である(株)ビームトロン以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
AI電極蒸着器用ロードロックシステム増設	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.4	東京高圧山崎(株) 東京都渋谷区渋谷1-9-8 (法人番号9011001016224)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,208,000	非公表	—	本装置は、CIGS成膜蒸着源試験用チャンバー(東京高圧山崎社製)及び電子ビーム蒸着装置(東京高圧山崎社製)と組み合わせて使用する装置である。既存のCIGS成膜蒸着源試験用チャンバー及び電子ビーム蒸着装置は、インターロック機能を有しており、製造者である東京高圧山崎(株)が設計図及び回路図を有している。また、既存の装置との互換性(接続性)を確保しつつ、新しい自動化機能、インターロックを設計・実装し、かつ性能保証をするためには、既存装置について十分な設計図及び回路図の情報と技術、ノウハウ及び経験を有していることが必要不可欠である。よって、当該ロードロックシステムを既存のCIGS成膜蒸着源試験用チャンバーおよび電子ビーム蒸着装置へ接続を行うことができるのは、既存装置の必要十分な情報、技術、ノウハウ及び経験を有した製造者である東京高圧山崎(株)以外にはないため。	6	
電子ジャーナル(Optical Society of America)の利用	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.7	(株)紀伊國屋書店 水戸営業所 茨城県水戸市南町3-4-57 (法人番号4011101005131)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,953,014	非公表	—	本電子ジャーナルはOptical Society of Americaのみが発行しており、日本国内でOptical Society of Americaの電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内総代理店の(株)紀伊國屋書店のみである。よって契約先は(株)紀伊國屋書店以外にないため。	13	
電子ジャーナル(IEEE Journals Library Plus)の利用	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.7	丸善(株)筑波営業部 茨城県つくば市天久保4-6-4 (法人番号2010001034952)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,252,072	非公表	—	本電子ジャーナルはIEEEのみが発行しており、日本国内でIEEE Journals Library Plusの電子ジャーナルを取り扱えるのは、日本国内総代理店の丸善(株)のみである。よって契約先は丸善(株)以外にないため。	13	
電子ジャーナル(Cell Press)の利用	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.7	ユサコ(株) 港区東麻布2-17-12 (法人番号2010401030329)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,038,182	非公表	—	本電子ジャーナルはエルゼビア・ビー・ブイのみが発行しており、日本国内でCell Pressの電子ジャーナル及び冊子を取り扱えるのは、日本国内総代理店のユサコ株式会社のみである。よって契約先はユサコ株式会社以外にないため。	13	
Chemical Abstracts web editionの利用	契約担当職 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.7	一般社団法人化学情報協会 東京都文京区本駒込6-25-4 (法人番号3010005016764)	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,298,240	非公表	—	「Chemical Abstracts web edition」は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるChemical Abstracts Service(CAS)のみが発行しており、日本国内で「Chemical Abstracts web edition」を取り扱えるのは、日本国内総代理店の一般社団法人化学情報協会のみである。よって契約先は一般社団法人化学情報協会以外にないため。	13	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
位置検出器の修理	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.7	浜松ホトニクス(株) 静岡県浜松市東区市野町1126-1 (法人番号2080401004193)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,166,400	非公表	—	位置検出器は、電界蒸発によって生じたイオンの検出器における位置を蛍光として出力するとともに、到達時刻も電圧として出力することができる装置である。現有の位相制御レーザー支援電界イオン顕微鏡用真空チェンバーに組み込み、位相制御レーザー支援電界イオン顕微鏡用真空チェンバーの性能を損なうことなく使用でき、且つ互換性を保つことが必須要件であるが、電源の不備により検出器が破損したため、緊急の修理が必要となった。当該位置検出器は浜松ホトニクス社製であることから、本作業は装置構造を熟知した製造元の技術をもとに実施されなくてはならず、また、修理後確認試験等により装置の保証も必要となることから、本件の履行は浜松ホトニクス(株)以外にはないため。	6	
水蒸気雰囲気示差熱天秤装置用赤外線加熱炉換装オプション	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.8	(株)リガク 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-14-4 (法人番号5012801002680)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,376,000	非公表	—	当該調達案件は、(株)リガク製水蒸気雰囲気示差熱天秤装置用赤外線加熱炉換装オプションである。赤外線加熱炉はサンプル周辺のみを集中的に加熱できるため、昇温速度が最大1000°C/分程度である。当該赤外線加熱炉を(株)リガク製水蒸気雰囲気示差熱天秤装置に組み込むことにより、実際の熱化学変換により近い条件での基礎熱特性測定と分解生成物分析が可能となる。赤外線加熱炉は、(株)リガク製水蒸気雰囲気示差熱天秤装置用であることが必要不可欠である。よって、水蒸気雰囲気示差熱天秤装置用赤外線加熱炉換装オプションの契約先は、水蒸気雰囲気示差熱天秤装置を設計・製造・販売した(株)リガクしかいないため。	4	
水蒸気雰囲気示差熱天秤装置用スキーマインターフェース 他	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.8	(株)リガク 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-14-4 (法人番号5012801002680)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,017,440	非公表	—	当該消耗品は、水蒸気雰囲気示差熱天秤装置用スキーマインターフェース(内スキマ)、スキーマインターフェース(外スキマ)、アルミナパン、サンプルホルダ、セラミック保護管、湿度センサである。当該消耗品は、(株)リガク製水蒸気雰囲気示差熱天秤装置に取り付けて使用できることが必要不可欠であり、(株)リガク製以外の消耗品では、木質系バイオマス基礎熱特性測定及びバイオ改質炭特性分析を行うことができないために研究が遂行できない。よって、水蒸気雰囲気示差熱天秤装置用スキーマインターフェース他の契約先は同装置を設計・製造・販売した(株)リガクしかいないため。	4	
SiCウェハブローピングシステム修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.9	カスケード・マイクロテック(株) 東京都荒川区東日暮里5-7-18 (法人番号1011501013562)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,328,400	非公表	—	本作業は、当所が所有するSiCウェハブローピングシステム(カスケード・マイクロテック株式会社製)の修理作業である。当該装置のステージ駆動が制御不良のため、不良箇所の部品を交換し、システム全体の調整を行う。当該装置は購入してから8年が経過しており、購入後、ほぼ毎日継続して使用されているため、今回の不具合は経年劣化により生じたと考えられる。当該装置の修理に関して、装置内外のユニットとシステムを構成していることから、当該装置構成及び仕様の詳細を熟知している必要がある。そのため、当該装置の仕様を十分に熟知している製造メーカーか、本修理を実施することができず、仮に他社が作業を行った場合、本来の性能・操作性・安全性を維持ができなくなることに加え、正規の製造メーカーからの修理対応が不可能となる等、当該装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。よって、当該装置の製造業者であるカスケード・マイクロテック(株)以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
米国におけるスマートインバーターの導入事例の調査業務	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.11	(株)沖縄エネテック 沖縄県浦添市牧港5-2-1 (法人番号4360001008655)	研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,040,600	非公表	—	本調査業務は、委託元である経済産業省より、(株)沖縄エネテックによるスマートインバーターの導入事例の調査が当該委託研究の実施において重要であると判断され、実施体制において調査の供給者として指定された。よって、本調査業務は(株)沖縄エネテック以外にはないため。	18	
CNTゴム複合材料応力緩和試験機	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.11	エムアンドケー(株) 千葉県千葉市花見川区幕張本郷2-2-5 (法人番号6040001012555)	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,744,000	非公表	—	当該研究は、日本ゼオン(株)との共同研究で有り、産総研に於いて開発した知見及びデータの活用を担う共同研究相手先である日本ゼオン(株)と速やかにデータを共有し、同様の現象のトレース及びより実用化に近い量産化に即したCNTゴム複合材料における検証が必要である。そのため今回導入する装置は、共同研究相手先である日本ゼオン(株)に於いて既に利用されている応力緩和試験装置(Elastocon社製、EB-02)の既取得データとの整合性が確保される上位機種である(本研究で測定する上位範囲が、同社の保有する機種では測定不可能である)ことが、共同研究の成功及び当該研究成果の迅速な橋渡しのために必要不可欠である。Elastocon社の製品は、Elastocon社(スウェーデン国)から(株)富士インストルメンツ社が日本における唯一の総代理店であるが、日本での販売においては、(株)富士インストルメンツとエムアンドケー(株)との専売商品である契約が結ばれている。よって、エムアンドケー(株)以外に本装置を納入することはできないため。	5	
既設溶液炉改修	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.12	竹内電機(株) 兵庫県尼崎市次屋3-11-23 (法人番号2140001049797)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,378,400	非公表	—	改修すべき項目については、発振機出力制御調整、表示温度等調整、機器計測用点検足場組立、軸シール部品交換、ドライポンプ修理である当該作業は竹内電機(株)によって設計・製造された既存装置に対する改造、修理、調整作業である。既設溶液炉改修においては溶液炉の本体構造(形状・材質・接合方法など)、電気回路制御に関する技術情報を詳細に把握している必要がある。竹内電機(株)以外の者が本作業を行った場合、当該機器の使用に著しい支障を生じる恐れがある。よって、当該作業の契約先は既存装置の作製・設置を行い、構成の詳細を把握している竹内電機(株)以外にはないため。	6	
高剛性研削機HRG300改造(非接触式ウェハ厚さ測定器の取り付け)	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.14	(株)東京精密 東京都八王子市石川町2968-2 (法人番号5010101009430)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,500,000	非公表	—	スーパージャンクション構造ウェハなどの高精度、高能率な加工を達成するには、加工中の材料形状(ウェハ厚み)を高精度に計測、モニタリングしながら、その計測結果を加工プロセスにフィードバックする必要がある。研削盤の加工プロセス中に高精度で非接触な厚さ測定を行うためには、研削盤と厚さ測定器を同時にコントロールする必要がある。研削盤本体は東京精密の装置であり、研削盤本体の制御回路、ソフトウェア等を含め全体の構造・特性を熟知していないと、研削盤と厚さ測定器を同時にコントロールできず、モータや軸が干渉して衝突・破損するおそれがある。研削精度が大幅に悪化する。装置の使用に著しい支障を生じる。などの障害が発生する。よって、高剛性研削盤HRG300改造(非接触式ウェハ厚さ測定器の取り付け)は、高剛性研削盤HRG300の製造元の(株)東京精密以外にはないため。	8	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
SiC結晶転位高感度可視化装置の賃貸借	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.14	(有)田中機販 神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台1-36-11 (法人番号1020002079674)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の購入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,480,000	非公表	—	結晶転位による歪みを検出するには、放射光施設を使った大がかりなX線回折の解析技術があるが、より簡便な方法としては、偏光された平行光により基板を評価することを含む方法がある。これは、(有)ビジョンサイテックから出願されている特許を使った技術であり、現在製品化されているものは、(有)ビジョンサイテック製のSiC結晶転位高感度可視化装置(商品名:XS-1)のみである。XS-1は、偏光顕微鏡であり、実験室系機器として簡便な仕様を持ち合わせつつ、放射光施設並みの解析レベルを唯一有する光学式の欠陥・転位可視可装置である。XS-1のメーカーである(有)ビジョンサイテックは、1台しかないXS-1の販売を希望していない状況のため、賃貸借契約が必要となった。よって、SiC結晶転位高感度可視化装置の賃貸借は、(有)ビジョンサイテック製のSiC結晶転位高感度可視化装置XS-1を選定し、契約先を(有)ビジョンサイテックの唯一の代理店である(有)田中機販以外にはないため。	8	
太陽光発電用パワーコンディショナの単独運転防止試験作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.14	一般財団法人電気安全環境研究所研究事業センター 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-28 (法人番号9011005003367)	研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,658,800	非公表	—	本作業で行う試験は、共同研究相手である東芝三菱電機産業システム(株)より、わが国の電力事業者の唯一認める小型分散型発電システム用系統連系保護装置等の試験方法通則JETGR0002-1-6.1(2015)に基づく単独運転防止試験が指定されており、指定試験方法による実施が唯一可能な一般財団法人電気安全環境研究所を予め供給業者として指定されている。よって、本作業は(財)電気安全環境研究所以外にはないため。	18	
磁気共鳴画像装置(MRI)修理	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼 弘次 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.15	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン 東京都港区港南2-13-37 (法人番号1010401025874)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,400,000	非公表	—	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンは当該装置製造会社の日本代理店であり、本社製造元であるオランダのフィリップス社においてトレーニングを行った者が(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンにのみ在籍している。当該装置の修理を行うにあたって、当該装置本体と故障中の計測用コイルインターフェースとの間で交換される信号の仕様が公開されていないため、他社技術者による修理を行った場合、正常な動作が保証対象外となり当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。よって、当該装置の計測用コイルインターフェースの修理を行える者は、専門技術者を擁しており保守契約を行っている(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
スパッタリング装置 (ENDURA2) リークトラブル復旧パーツ 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.15	アブライド マテリアルズ ジャパン(株) 東京都港区海岸3-20-20 (法人番号2010401061332)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,722,840	非公表	—	本案件のアブライドマテリアルジャパン(株)製スパッタリング装置 (ENDURA2)は、半導体製造研究における半導体ウェハ―微細トランジスタ作成工程において使用されるスパッタリング装置である。本装置の水素プラズマで酸化物を還元させるCh-C(プロセスチャンバー)内のヒーターアッシー部にて真空リークが発生している。リークしている酸化反応が起こるため、スパッタ(PVD)の加工精度を維持出来ない状態となっている。真空リークは、長年の使用によるヒーターアッシーの劣化によるものである。このため、ヒーターアッシーの交換を行う必要がある。スパッタ(PVD)の加工精度を維持するためには、交換する部品が、ENDURA2本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能するためには、製造メーカーが機能・性能・品質を保証する部品に交換する事が必須である。なお今回、ヒーターアッシーの交換は産総研で行えるためヒーターアッシー及び交換が必要なOリング等の交換部品購入を行うものである。よって、当該スパッタリング装置の製造者であるアブライドマテリアルジャパン(株)以外にはないため。	4	
薬品廃液回収設備 液面レベル表示変更作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.12.15	(株)日進機械 香川県高松市一宮町744-1 (法人番号2470001003275)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,948,400	非公表	—	当該設備は、安全に廃棄液を管理するために、各部のユニットとシーケンスは特有のもので構成されており、株式会社日進機械により設置されている。作業を実施するには設備を充分に熟知した業者による作業が不可欠である。よって、安全な作業および作業後の安定した稼働を保証できる業者は、施工業者である(株)日進機械以外にはないため。	6	
研削装置MHG-2000およびSGM-8000修理	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.15	秀和工業(株) 東京都足立区竹ノ塚2-32-16 (法人番号7011801008744)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,866,940	非公表	—	MHG-2000の修理作業においては、装置専用部材交換を伴う高精度アライメントおよびメンテナンスを要求する内容となっている。当該装置が加工の対象とするSiCウェハは、半導体グレードの高精度かつ低ダメージ加工技術が求められる。従って装置のメンテナンス精度はサブミクロンオーダーの寸法精度を実現するための、機械動作部(回転軸、摺動面、動力部等)の調整が必要となる。また、SGM-8000の修理においてもMHG-2000と同様の理由で、装置専用部材交換を行い、導入当初の装置能力のSiC6inch相当を1ドレスで130μm以上研削除去可能に回復させることと、それに伴う高精度アライメントを要求する内容となっている。こちらも同様に高硬度・大口径SiC基板の半導体グレードのウェハ加工を高効率に行うため、高出力かつ高精度のアライメント調整を要求している。また当該案件の両研削装置は、どちらも加工研究を実現するために装置動作の制御用ソフトウェアと機械的機構(揺動加工、砥石加速・スパークアウト機構、大口径対応改造)に特別仕様の改造が施してあり、それらは秀和工業(株)がトレード・シークレットとして秘匿している。仮に製造元以外の者が当該作業を実施したならば、当該装置の使用には著しい支障(装置の誤作動や装置の破損につながり、研究自体の遅れ)を生じるおそれがある。よって当該案件の契約先は、製造元の秀和工業(株)以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
COMSOL Multiphysics 保守	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.15	計測エンジニアリングシステム(株) 東京都千代田区内神田1-9-5 (法人番号7010001080109)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,321,136	非公表	—	これまでに実施した数値解析シミュレーションのほとんどは、現在保有しているCOMSOL Multiphysics本体および関連モジュールを用いており、現在保有する数値解析シミュレーション用ソフトウェアおよび関連モジュール1式の年間保守の期限が平成27年12月31日となっているため、平成28年1月1日以降の年間保守継続が必要となる。当該ソフトウェアの年間保守が継続できない場合、今後、研究を継続・加速させるため必要な数値解析シミュレーション業務全般に支障をきたすこととなるため、保守契約の継続が必要である。COMSOL Multiphysics年間保守については、昨年度に公募を実施したが、結果COMSOL AB社(スウェーデン)の日本国内唯一の販売店である計測エンジニアリングシステム(株)のみの提案であった。よって、計測エンジニアリングシステム(株)を契約先とするため。	3	
プラズマエッチング装置(U-8150) サーキュレーター代替え修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.15	(株)日立ハイテクフィールドインゲ 東京都新宿区四谷4-28-8 (法人番号9011101029712)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,674,000	非公表	—	本案件の対象資産である株式会社日立ハイテクフィールドインゲ製プラズマエッチング装置(U-8150)は、半導体製造研究における半導体ウェハー微細トランジスタ作成工程において使用されるプラズマエッチング装置である。本装置のサーキュレーターの故障により温調不能の不具合が発生している。不具合の原因は長年の使用によるサーキュレーター内コンプレッサーの劣化によるものである。このため、サーキュレーターの修理を行う必要がある。エッチングの加工精度を維持するためには、交換する部品が、U-8150本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須であり、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。よって、当該エッチング装置の製作者である(株)日立ハイテクフィールドインゲ以外にはないため。	6	
アンモニアガスタービン用ガスコンプレッサ修理	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.15	(株)トヨタタービンアンドシステム 愛知県豊田市元町1 (法人番号9180301018855)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,328,400	非公表	—	本修理は、50kWガスタービン用アンモニア燃焼装置((株)トヨタタービンアンドシステム製の一部であるアンモニアガスタービン用ガスコンプレッサ)の定期点検時において、故障箇所が発見され、修理の必要が発生したものである。修理を行わなければ圧縮性能を維持して性能を確保することができなくなり、50kWガスタービン用アンモニア燃焼装置を使った実証実験の継続が不可能となる。対象機器の構造・機構には、(株)トヨタタービンアンドシステムの非公知技術が秘匿されており、本修理には装置の構造把握や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また、本体装置との連動を必須とするため、製造メーカーの調整作業が必要となる。当該装置の販売、保守、改造等の契約は(株)トヨタタービンアンドシステム社が直接行っているため(株)トヨタタービンアンドシステム社以外に契約可能な業者はないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
接合試験片(金属/CFRP並びに金属/樹脂)	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.15	大成プラス(株) 東京都中央区日本橋本町1-10-5 (法人番号6010001049088)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,805,700	非公表	—	本研究で使用する接合試験片については、特殊な表面処理(NAT処理等)を施したアルミ合金(A5052)等の金属に対し熱可塑性樹脂をマトリックスとする炭素繊維強化プラスチック(CFRP)及び樹脂を高い接合強度で接合した試験片を使用している。従って、評価方法の継続性の観点から、従前と異なる接合技術による試験片を用いて評価を行うことは不可能である。当該試験片の作製技術は、大成プラス(株)より特許化等がなされており、他の者では作製することは不可能である。よって、本作業を行える業者は大成プラス(株)以外にはないため。	3	
非定常騒音計測ソフトウェア	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.16	スペクトリス(株)ブリュエル・ケアー事業部 東京都千代田区神田司町2-6 (法人番号3010001020497)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,391,360	非公表	—	本ソフトウェアは、産総研が保有する既設の風車騒音音源探査計測システム(ブリュエル・ケアー(英国)社製)にインストールするものである。本ソフトウェアは非定常騒音解析を行うものであり、既設の風車騒音音源探査計測システムに増設することによってプログラムを稼働することができる。また、本ソフトウェアは本体装置メーカーが本体装置専用プログラムされたものである。精度の保障と互換性の確保のため、本体装置メーカーであるブリュエル・ケアー日本法人のスペクトリス(株)ブリュエル・ケアー事業部以外にはないため。	4	
3枚翼小形風車代表機計測センサ装置増設	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.16	(株)雄鳥試作研究所 東京都武蔵野市西久保3-10-28 (法人番号2012401010954)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,650,400	非公表	—	(株)ダイナックスと産総研は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が実施する「小形風力発電部品標準化／小形風力発電部品実証研究」事業の実施先となっており、(株)ダイナックスが「標準仕様に基づいたコンポーネントの製作とフィールド実証」、産総研が「シミュレーションデータとフィールド試験データの比較・解析」を実施することになっている。本増設を行う3枚翼小形風車代表機は、(株)ダイナックスが(株)雄鳥試作研究所に発注し、同社が製作中である。本増設は、上記3枚翼小形風車代表機にフィールド試験データの比較・解析のため計測部分を増設し、得られたデータの解析を実施、シミュレーション結果と比較、検討することにより、各コンポーネントの性能、特性を把握するためのものである。本体装置は、小形風車のシステム価格を低減することを目指して製作される。発電機、支持構造物、PCSの標準品のプロトタイプを組み込んだ3枚翼小形風車代表機である。製作中の本体装置の調整具合が増設する計測センサ装置の直接測定精度に影響するため、本体装置のシステム構造や機能または性能実力の把握を十分に熟知していなければ、増設する計測センサ装置との互換性が担保できない。このため本増設を受注できる社は(株)ダイナックスが発注を行い、本体装置製作中の(株)雄鳥試作研究所以外に契約可能な業者はないため。	4	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
KrF露光装置干渉計レーザー交換作業 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.16	キヤノン(株) 東京都大田区下丸子3-30-2 (法人番号6010801003186)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,786,773	非公表	—	本件は、半導体製造研究における半導体ウエハ微細トランジスタ作成工程において使用される回路パターン露光転写装置(キヤノン株式会社製KrF露光装置(FPA-5000ES3))にて、ウエハステージとレチクルステージをスキャン同期させて半導体パターン回路をウエハに転写露光するための重ね合わせ(以下「重ね合わせ」とする。)を、高精度なアライメントシークラスとするためにレーザー干渉計を用いて制御を行っている。ところが干渉計レーザーが長期使用による劣化のためにレーザー出力の低下が発生している。そのまま使用を継続すると、重ね合わせのエラーが発生してしまい装置稼働が不可能となる。よって、本装置の重ね合わせを維持するためには、レーザー干渉計の交換調整を行う必要がある。また、露光転写精度を維持するためには、交換する部品が、FPA-5000ES3本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須であり、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。よって、本件は当該露光転写装置の製造者であるキヤノン株式会社以外にはないため。	6	
低温成膜装置メンテナンス	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.12.17	サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田藁屋町36 (法人番号4130001014511)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,093,411	非公表	—	当装置(サムコ株式会社製)は、100～200℃の低温かつ短時間で酸化膜形成を行うことができ、かつ12インチウエハまで対応可能な装置であるため、利用者は高い利用価値を生かしてさまざまなデバイスの開発を行っている。メンテナンスを行うには、当装置に関する充分な知識、および確立された方法での作業が要求され、複雑に構成されたポンプのメンテナンスについても、独自の技術が要求される。よって、安定した性能継続と安全な作業が保証できる業者は、設置業者であるサムコ(株)以外にはないため。	6	
小金井支所(次世代モバイル表示材料共同研究施設)不動産賃貸借	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.17	国立大学法人東京農工大学 東京都府中市晴見町3-8-1 (法人番号1012405001281)	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	13,390,440	非公表	—	平成15年に東京農工大学敷地内に小金井事業所(平成22年10月から小金井支所)を設立し、平成28年も引き続き利用することから、契約相手先は土地の所有者である国立大学法人東京農工大学に限定されるため。	9	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
酸化物系熱力学データベース	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H27.12.17	(株)計算力学研究センター 東京都品川区戸越1-7-1 (法人番号7010701002964)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,454,112	非公表	—	本データベースについては、研究遂行上、データベースのパラメータ構造が、Al ₂ O ₃ -CaO-CrOx-FeOx-K ₂ O-MgO-Na ₂ O-SiO ₂ の各2,3,4成分部分系について十分な最適化がなされていることが必要であり、その上で、少なくとも基本のCaO-MgO-Al ₂ O ₃ -SiO ₂ に対して、P ₂ O ₅ 、CaF ₂ を含む系の最適化がなされているものである必要がある。共同研究における独自のデータベース開発では、P ₂ O ₅ やCaF ₂ も目標としているので、これらは必須である。よって、共同研究で使う熱力学ソフトウェアFactSageで動作するデータベースは、ドイツ GTT Technologies社の『GTOXデータベース』のみであり、契約先は(株)計算力学研究センターが日本における唯一の販売代理店であるため。	4	
高分解能電子顕微鏡修理作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.18	日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,445,040	非公表	—	高分解能透過型電子顕微鏡(日本電子株式会社製)を用いてSiCやGaNの結晶、エピ膜、デバイス等の中に存在する格子欠陥の解析、作製された電力素子の微細構造の解析などを行っており、特に集束レンズは、集束レンズ部に電流を流すことで、電子ビームの明るさや大きさを調整する機能を有する。当該装置の集束レンズが、老朽化により破損し電子レンズに電流が流れず、電子ビームを試料面上に集束することができなくなり、試料を観察することができないため、当該レンズを交換修理するものである。当該装置を一部分解して、破損した集束レンズを交換し、組み立て直す必要があるため、当該装置の構造等に精通・熟知し、調整技術等の十分な知見を有することが必要不可欠であり、当該装置の製造者しか本作業を実施できない。よって、本作業は当該装置の製造者である日本電子(株)以外にはないため。	6	
除害装置メンテナンス・部品交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.18	カンケンテクノ(株) 京都府長岡京市神足太田30-2 (法人番号1130001030783)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,085,480	非公表	—	シリコン層の製膜等に使用するガスは、無害化処理をする必要があり、カンケンテクノ社製の除害装置可燃性ガス用(モノシランガス)KT1000PV及び支燃性ガス用(三フッ化窒素ガス)KT1000FDを用いて無害化処理を行っている。当該除害装置は、稼働時間及び処理ガス量に応じ、生成物による反応器内部の閉塞とフィルターの目詰まりを起こし、正常に成膜ガスを処理できなくなり、事故を引き起こす危険性がある。正常かつ安全に除害装置を稼働させるためには、使用頻度(現在の場合、概ね半年毎)に応じてメンテナンスすることが不可欠である。また、KT1000FDにあっては、反応器部が老朽化による劣化のため交換する必要がある。本作業を行うには、当該除害装置の設計情報や仕様について十分な知見と知識を有し、かつ装置に習熟していることが必要不可欠である。よって、必要不可欠要件を十分に満たすのは、製造元であるカンケンテクノ(株)以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
X線光電子分光測定及びカソードルミネッセンス測定作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.18	(株)東レリサーチセンター つくば営業所 茨城県つくば市東新井3-4 (法人番号5010001051549)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,695,600	非公表	—	本作業は、SiO ₂ /SiC構造を解析する上で不可欠である。測定用SiO ₂ /SiC基板のX線分光電子光(以下「XPS」という。)測定及びカソードルミネッセンス(以下「CL」という。)測定を行うものである。XPS測定では、SiO ₂ /SiC界面におけるN,O,C,Siの組成及び化学結合状態、及びSiO ₂ /SiC界面におけるバンドオフセットを評価し、CL測定ではSiO ₂ 膜中の酸素欠損や非架橋酸素を評価する。本作業は、平成25年度に(株)東レリサーチセンターが行った測定結果と比較(基板の面方位が異なった時の界面状態比較)するための測定であるので、仮に他社が本作業を実施した場合、(株)東レリサーチセンターの手法による測定と異なるため過去の測定結果との比較は意味がない。よって、本作業は過去に測定を行った(株)東レリサーチセンター以外にはないため。	3	
ポストプロセッサの改良(反射法ポストプロセッサの付加機能作成等)	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山 信一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.18	極東貿易(株) 東京都千代田区大手町2-2-1 (法人番号2010001014327)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の手続きが特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,640,000	非公表	—	本研究で用いている汎用貯留層シミュレータSTARは米国Leidos社(旧社名「SAIC社」)資源技術部門が開発した計算プログラムである。また、本役務で用いる状態方程式SQSCO ₂ 、ならびに機能拡張を行う「反射法ポストプロセッサ」は、産総研が同社同部門に開発を依頼し作成したものであり、本研究で必要となる、東京湾沿岸等の帯水層条件下では考慮しなければならないCO ₂ の気液相転移を扱う流体流動シミュレーションにも対応できる唯一の計算プログラムである。「反射法ポストプロセッサ」についての権利は産総研が保有するが、本件業務を実行するに当たっては、「反射法ポストプロセッサ」についての十分な知識・ノウハウが不可欠である。また、「反射法ポストプロセッサ」自体が流体流動シミュレータSTAR上で動作するものであるため、その改良・機能付加等はSTARの権利を保持する米国Leidos社以外には不可能である。よって、本作業が可能なのは、「反射法ポストプロセッサ」を開発し、STARの権利を保持する米国Leidos社以外には無い。またSTARを含め米国Leidos社の地熱ソフトウェア分野については極東貿易(株)が日本での唯一の総代理店であり、本契約を締結できるのは極東貿易(株)以外にはないため。	7	
磁気共鳴画像装置(MRI)修理作業	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼 弘次 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.18	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン 東京都港区港南2-13-37 (法人番号1010401025874)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,000,000	非公表	—	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンは、当該装置製造会社の日本代理店である。そして、本社製造元であるオランダのフィリップス社においてトレーニングを行った者が株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンにのみ在籍している。今年度の当該装置の保守は同社にて行っているところである。当該装置の修理を行うにあたって、当該装置本体と故障中のアンテナルコイルとの間で交換される信号の仕様が公開されていないため、他社技術者による修理を行った場合、正常な動作が保証対象外となり、当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。よって、当該装置のアンテナルコイルの修理を行える者は、専門技術者を擁しており保守契約を行っている(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
太陽電池分光感度・反射率測定装置改造	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.21	分光計器(株) 東京都八王子市高倉町4-8 (法人番号4010101003426)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,524,500	非公表	—	太陽電池分光感度・反射率測定装置(規格:MSR-3型広帯域マイクロ分光光度計、分光計器(株)製。)のカラーバイアス光を追加するものである。本装置の改造により、MSR-3にはキセノンランプ光源、光ファイバー、フィルター・ホルダー、試料室内部の導入光学系が増設される。装置の改造を行うには、装置の構造把握や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また、調整具合が直接測定精度に影響するため、本体メーカーの性能保障が必須である。装置の販売、保守、改造等の契約は分光計器(株)が直接行っており、代理店は使わない。よって分光計器(株)以外に契約可能な業者はないため。	6	
液化ガス燃料供給設備定期自主検査及び保安検査	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1)	H27.12.21	(株)渡商会 神奈川県横浜市神奈川区子安通2-234 (法人番号2020001024960)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,430,000	非公表	—	当該作業は、DME燃料をエンジン試験設備に供給する高圧ガス製造設備である「液化ガス燃料供給設備」の、高圧ガス保安法に定められている保安検査受検のための、定期自主検査と、保安検査受検に対応する作業一式を実施するものである。この「液化ガス燃料供給設備」は、実験に使用するエンジンに対し、適切にDME燃料を供給し得る性能を有し、また、種々の燃料供給条件を調整可能とする仕様としたカタログ品ではない、一品限りの特殊設備として渡商会が製造し、納入された設備である。高圧ガス製造設備の保安検査は、仕様書に記載された項目に対し、構成部品全てを検査し、安全性を確認する作業である。部品や検査箇所によっては、製造時以降の経時変化量をも記録し報告する必要があるものもあり、製造業者以外が対応出来る作業内容ではない。よって、当該装置を製造した渡商会以外にはできないため。	6	
156mm角多結晶セル	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.21	PVG Solutions(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜3-6-12 (法人番号8020001051652)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,430,000	非公表	—	以前購入した「156mm角多結晶シリコンセル(6M3-200)」は、AIST法PID試験によりPID耐性や酢酸曝露試験による酢酸耐性を確認済みで、数年かけて築き上げてきたデータとの連続性を取ることも可能であることを確認しており、当該セルでなければデータの連続性が失われ、研究継続が不可能である。仮に当該セル以外のセルの場合、特性を見るテストを行う必要性が生じ、モジュール化する工程に必要なストリングに関して言えば、現状ではバスバーは3本までしか対応できず、主流となりつつある4本バスバーのセルの場合、ストリングを外注する必要性もでてくるため、簡易テストを行うだけでも多大な損失を被る上に、望ましい特性でなかった場合は、研究の継続に支障をきたす。よって、研究データの連続性を確保するためには、既に研究で使用している同メーカー同仕様のセルを使用する必要がある。なお、当該セルの生産は停止しており、代理店を通しての購入が困難な状況である。したがって、契約相手先は製造販売を行っているPVG Solutions(株)以外にないため。	3	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
クライオコンプレッサ交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.22	アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,592,000	非公表	—	本作業は超伝導・第二抵抗膜成膜装置MLX-3000((株)アルバック製)のMo成膜室を真空排気するためのクライオポンプ用コンプレッサの交換作業である。本コンプレッサ交換作業により、Mo成膜室の真空度が安定・向上し、結果としてMo常伝導薄膜の電気伝導度特性が安定・向上する。もしMo成膜室が正常に真空排気されない場合は、良好で安定したMo常伝導薄膜の成膜が不可能となるため、集積回路の作製が不可能となる。本コンプレッサ交換作業を実施するためには、本超伝導・第二抵抗膜成膜装置全体の仕様、Mo成膜室のクライオポンプの仕様、およびコンプレッサの各部分の寸法・構造・電気配線などの技術仕様を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は(株)アルバックにより製造されたが、同社の装置は全てアルバック販売(株)を窓口としてアルバックテクノ(株)が請け負うことになっている。アルバックテクノ(株)は、超伝導・第二抵抗膜成膜装置全体の詳細な図面を確保しており、細部に渡って技術仕様を十分に熟知している。また、アルバック社の装置に関連する純正部品を使用することができる。さらに、アルバックテクノ以外の3rd Partyが修理をしたり、純正品でない部品で修理を行った場合、品質保証やその後の装置全体の修理保証がなされない場合があるので、アルバックテクノ以外に修理を請け負わせることができない。よって、修理依頼先として、アルバック販売(株)以外にないため。	6	
ディスクアグリゲータードプレート型光増幅器	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.22	(株)トリマティス 千葉県市川市南八幡4-7-12 (法人番号9040001030892)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,320,000	非公表	—	本仕様に定めるディスクアグリゲータードプレート型光増幅器において、入力パワー変動時の安定化を実現するためには、特許第5419141号に記載の光強度制御技術が必須である。当該特許が他社にライセンスされていないことから、特許権利者である(株)トリマティス以外に、この光増幅器の製造は不可能であるため、契約先として(株)トリマティス以外にないため。	8	
イオン注入装置用定期交換消耗品	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.24	住友重機械イオンテクノロジー(株)東北サービスセンター 岩手県北上市流通センター11-22 (法人番号3010701022818)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,963,427	非公表	—	本消耗品は、本体装置の保守マニュアルに則し、定期的な交換が必要な消耗品であり、6ヶ月から年1回程度の交換を要する。消耗品はイオン注入装置に適合するように本体の製造メーカーが独自に生産しているものであり、他社が住友重機械工業製機器との互換性を念頭に置いて代替製品を製造販売しているような代物ではなく、本体装置の正常稼働が保証されるためにも同社純正品を使用し続ける必要がある。住友重機械イオンテクノロジー(株)社は、住友重機械工業(株)の100%出資の子会社である。住友重機械工業(株)製装置の保守、消耗品販売の窓口となっており、本件については代理店を通さず、直接販売を行っており、住友重機械工業(株)が自ら消耗品の販売を行っていない。よって、住友重機械イオンテクノロジー(株)以外に契約可能な業者はないため。	4	
50kW蓄電池システム増設	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9)	H27.12.24	(株)三社電機製作所 大阪府大阪市東淀川区西淡路3-1-56 (法人番号7120001051882)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,340,000	非公表	—	外部制御機能付き50kW蓄電池用パワーコンディショナ((株)三社電機製作所製)に増設する蓄電池システムである。本増設による外部制御機能付き50kW蓄電池用パワーコンディショナと今回増設予定の蓄電池システムによる試験結果と模擬電源(蓄電池シミュレータ)を用いたこれまでの試験結果の比較が必要とされるため、増設後もデータの連続性が担保される必要がある。よって、(株)三社電機製作所により製作されたことから、互換性の確保のために不可欠な代替性のない蓄電池システムを増設できるのは(株)三社電機製作所以外にないため。	4	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
二酸化ケイ素ナノ材料の静脈注射試験における臓器中の酸化アルミニウム分析	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1)	H27.12.24	(株)鎌倉テクノサイエンス 神奈川県鎌倉市手広6-10-1 (法人番号1021001009845)	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,865,754	非公表	—	本件は、ラットの臓器を酸分解した液中のアルミニウム分析をするものであり、数ng/g～数10 ng/g程度の定量下限値(信頼を持って測定できる最低濃度)での分析と10%以下の分析精度が要求される。また「臓器中の二酸化ケイ素分析」と「臓器中の酸化アルミニウム分析」の精度を同水準にしてデータを解析、比較するため、データの連続性が必要である。仮に、他社が本試料を用いて分析するとした場合、(株)鎌倉テクノサイエンス社で一度ケイ素分析に用いた酸分解液を保管の後、輸送して分析に掛けることになるため、輸送の際のコンタミネーション(研究試料の汚染)や蒸発・ロス等の要因により、求めている定量下限値や精度を達成することが極めて困難となる。特に試料の水分蒸発については非常にシビアであり、微量でも蒸発すると濃度変化を起こし分析そのものが意味をなさなくなってしまうため、本研究の遂行が困難になる。よって、本件に対応できるのは前回(平成27年10月)分析を実施し、本試料(ラットの臓器を酸分解した液)を保持する(株)鎌倉テクノサイエンスしかないため。	3	
ソフトウェア(ANSYS Q3D)サポート	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.24	アンシス・ジャパン(株) 東京都新宿区西新宿6-10-1 (法人番号6011101057245)	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,138,400	非公表	—	当研究センターでは、SiC/パワーモジュールの電気設計を行うために必要となる、電子部品の形状・三次元配置から寄生パラメータの算出やSimulation Program with Integrated Circuit Emphasis (SPICE) モデルを生成する電磁界解析ソフトウェア(ANSYS Q3D、ANSYS社製)を所有している。当該ソフトウェアを継続的に使用するためには、ソフトウェアアップデート、性能改善等のためのバージョンアップ、および技術サポートが必要不可欠であり、これらのサポートを行えるのは、版權者であるANSYSの日本法人アンシス・ジャパン(株)以外には不可能である。よって、本サポートの契約先は、アンシス・ジャパン(株)以外にはないため。	7	
電界放出形走査電子顕微鏡整備作業	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本 朗 (佐賀県鳥栖市町807-1)	H27.12.24	日本電子(株)福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅前2-1-1 (法人番号9012801002438)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,791,342	非公表	—	本作業は、走査型電子顕微鏡(日本電子(株)社製)の故障箇所である電子銃の交換を行う。本装置の整備及び整備後の立ち上げ、性能確認・総合動作確認が適切に行わなければ、本装置の機能・性能の確保が出来ないことから研究の進行に支障をきたすことになる。また本装置の電子銃の交換には、本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は、日本電子(株)が製造元であり、本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、その修理に関する技術、ノウハウを持ち合わせる事業者は他に存在しないことから、製造元である日本電子(株)以外にはないため。	6	
高分解能電子顕微鏡排気系保守修理作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原 徹 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H27.12.25	日本エフイー・アイ(株) 東京都港区港南2-13-34 (法人番号9010401058792)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,315,764	非公表	—	対象の電子顕微鏡装置は当該部門の電池材料研究の設備として共通基盤的に利用されており、安定的な性能の維持が不可欠である。現在真空排気系が経年劣化により性能が低下し、動作が不安定になっていることからイオンポンプの交換を実施する。真空排気系は装置の最も基本となる部分であり、不具合が生じれば装置が稼動できず測定そのものが行えなくなる。当該装置の機能・性能を維持するための保守修理を実施できるのは、当該装置を製造し販売している日本エフイー・アイ(株)しか存在しない。よって当該装置の保守・修理が実施できるのは日本エフイー・アイ(株)以外にはないため。	6	

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ロボットシステム可動装置	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林 良三 (茨城県つくば市東1-1-1)	H27.12.25	三菱電機システムサービス(株) 関西支社 大阪府大阪市北区大淀中1-4-13 (法人番号1010901011705)	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,879,920	非公表	—	現在市販されている産業用ロボット向けの3次元ビジョンセンサは物体のモデルを使った物体姿勢の認識アルゴリズム(モデルマッチング機能)を搭載することで、物体を正確に操作することができるが、三菱電機社により、物体のモデルを使わずに汎用的な物体操作を実現する新型認識アルゴリズム(モデルレス機能)が開発された。汎用的な機械学習アルゴリズムの実現のためには、両方の認識アルゴリズムに対しての検証が必須であり、特に汎用的なモデルレス機能に対する検証が必要不可欠である。この新型アルゴリズム(モデルレス機能)は三菱電機社独自の技術であり、特許により保護されている。当該アルゴリズムは、三菱電機社製のMELFA-3D Visionにのみ搭載されているため、当該製品の利用が必須となる。三菱電機社製のMELFA-3D Visionは三菱電機社製のロボットシステムにしか接続できないことから、本件で求めるロボットシステム可動装置は、三菱電機社製の3次元ビジョンセンサや、力覚センサなどの各コンポーネントのインテグレーションを中心としたロボットシステムの設計・開発が必要となる。三菱電機社製のロボット機器のシステム設計・開発は、三菱電機システムサービス(株)のみが行っていることから、本件を履行可能なのは、三菱電機システムサービス(株)以外にないため。	8	
発電予測用小型計算機装置保守	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H27.12.28	日本SGI(株) 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 (法人番号2011001017807)	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,796,839	非公表	—	当該研究を遂行するため発電予測用小型計算機(資産番号:12AA5645 導入業者:日本SGI株式会社 保証期間:3年(2015年12月まで))を利用して気象予報モデルを高速かつ安定的に運用している。安定した運用のための保守内容としては、ハードウェアに不具合が発生した際の調査・修理・部品交換(純正品のHDD等)を迅速にオンラインで行うものである。当該計算機の安定した運用の確保に関しては、メーカーによる信頼性の高い保守体制が必要不可欠である。よって、当該計算機の導入時期から保守を行って、かつ信頼性の高い保守体制を実現できるメーカーで導入業者でもあるSGICrop.の日本支社 日本SGI(株)以外にないため。	6	
製氷機内壁の特性変化に伴う製氷能力の変化に関する試験作業	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本 修 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H27.12.28	(株)ニッコー 北海道釧路市鶴野110-1 (法人番号3460001001287)	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,717,271	非公表	—	本試験は、イノベーション推進本部地域連携推進部中小企業連携室が所掌する平成27年度新技術活用促進事業(トライアル支援型)において実施するものである。本事業は産総研が関与した移転可能な技術(上述のサポインの成果)を公設試験研究機関(釧路工業技術センター)を通じ地域企業に普及することを目的としており、普及促進を図るために上述の性能向上確認試験を並行して行う。よって、当該開発機器の使用は本プロジェクトの前提となっており、不可欠であり、当該製氷機の開発会社の(株)ニッコー以外にないため。	4	